十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十八年四月二十五日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十八年四月二十五日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十八年四月二十七日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百十五回）	一・二％	平成三十三年六月二十日	千八百四億円
利付国庫債券（十年）（第三百十六回）	一・一％	平成三十三年六月二十日	二十四億円
利付国庫債券（十年）（第三百十八回）	一・〇％	平成三十三年九月二十日	二百九十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十回）	一・〇％	平成三十三年十二月二十日	百五十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十一回）	一・〇％	平成三十四年三月二十日	千六百四十三億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十二回）	〇・九％	平成三十四年三月二十日	二百七十三億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十三回）	〇・九％	平成三十四年六月二十日	百八億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十四回）	〇・八％	平成三十四年六月二十日	三百四十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十六回）	〇・七％	平成三十四年十二月二十日	七億円
利付国庫債券（二十年）（第五十一回）	二・〇％	平成三十三年六月二十一日	九十六億円
利付国庫債券（二十年）（第五十八回）	一・九％	平成三十四年九月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第七十五回）	二・一％	平成三十七年三月二十日	三億円
利付国庫債券（三十年）（第一回）	二・八％	平成四十一年九月二十日	二百五十億円

○財務省告示第百五十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十八年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第七十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で四百十八億四千七百三十七万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十八年四月十五日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年〇・〇五パーセント

十　初期利子　平成二十八年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一　第二期以後の利子　毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二　償還期限　平成三十一年四月十五日

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　払込期日　平成二十八年四月十五日

十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十九年四月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十九年四月十五日から平成二十九年十月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×2－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年財務省